

／ 家庭ごみとはルールが違います！ ／

# 事業系ごみの 出し方 ルールブック

## 事業系ごみ

事業活動に伴い発生・排出するごみ

お店や会社のほか、農業、宗教法人、NPO、お店兼住宅のお店部分から出るごみなども含まれます

### 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の事業系ごみ (例) 生ごみ、弁当ガラ、書類

### 産業廃棄物

建設現場、工場などから出る  
法律で定めた20種類のごみ

指定袋を買って、4種類に分ける

p1 p2



市では収集はしません

市では収集も処分もしません

p3

産業廃棄物処理許可業者、または【一社】兵庫県産業資源循環協会(☎078-381-7464)にご相談を!

### 許可業者に 運搬を委託する

p4

一般廃棄物収集運搬許可業者  
または、神戸市環境共栄事業  
協同組合【共栄会】  
(☎078-331-3470)に  
ご相談ください

### 自分で市の 処理施設に運ぶ

p5

または

お近くのクリーンセンターや  
布施畑環境センターなどに直  
接持ち込めます  
※カセットボンベ・スプレー缶は  
自己搬入できません。

### 事業系ごみを

排出するには適正に  
処理する責任があります

- 事業系ごみを家庭用クリーンステーションに出すと不法投棄になります
- 不法投棄・野外焼却は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金

# 事業系ごみの分け方・出し方のルール

## 事業系一般廃棄物は4分別して、指定袋に入れて出す

排出するときは、下記の区分を守って下さい。正しく分別されていないごみは収集されません。

### 指定袋はお近くのスーパー、コンビニ、ホームセンターなどで販売中。(10枚1組)

※事業系ごみの指定袋の販売価格には処分手数料(可燃ごみ45L袋の場合1枚72円)が含まれています。

※指定袋に記載された点線以上に詰め込まず、必ず指定袋の口を縛って出してください。

※産業廃棄物の搬入を発見した場合、市美化条例に基づき市の廃棄物処理施設への廃棄物の搬入停止を命ずることがあります。

指定袋の販売店は  
ホームページを  
ご覧ください。



神戸市事業系ごみ指定袋取扱店

検索

## 可燃ごみ



| サイズ  | 販売価格<br>(10枚1組) |
|------|-----------------|
| 30L袋 | 570円(税込)        |
| 45L袋 | 840円(税込)        |
| 70L袋 | 1,310円(税込)      |
| 90L袋 | 1,690円(税込)      |

可燃物で一辺が概ね50cm以下のもの

### 生ごみ



水気をよく切って  
出してください。  
竹串などは紙に  
包んでください。  
紙おむつは汚物  
を取り除いて出  
してください。

### 紙ごみ



### 木質ごみ



太さが直径5cm  
以上または長さ  
が50cm以上の剪  
定木は粗大(不  
燃)ごみへ。



上記の品目はできるだけリサイクルしましょう

神戸市 事業系ごみのリサイクル

検索

### 布・衣類・皮革類



自己搬入する場合は、最寄りのクリーンセンター  
(東、港島、苅藻島、落合、西)へ

P5

### プラスチック類



廃プラスチック類やゴムくずは産業廃棄物です。  
ただし、排出元一箇所につき、70Lの指定袋で  
3袋分まで(指定袋に入らない場合は、排出元  
一箇所につき、5点まで)であり、かつ継続的に発  
生しない場合であれば、例外的に「可燃ごみ」とし  
てクリーンセンターで捨てることができます。

## 資源ごみ



| サイズ  | 販売価格<br>(10枚1組) |
|------|-----------------|
| 30L袋 | 190円(税込)        |
| 45L袋 | 270円(税込)        |
| 70L袋 | 420円(税込)        |

空き缶、空きびん、ペットボトル(飲料や食品が入っていたもの)

### ペットボトル

ラベルとキャップは必ず  
はずしてください。プラス  
チック製のラベルとキャ  
ップは可燃ごみへ。ボトルは  
軽く水洗いし平たくつぶし  
てください。



### 空き缶

一斗缶は、粗大(不燃)ごみ、カセットボンベ・スプレー缶  
は、穴をあけずに、専用の指定袋で出してください。



### 空きビン

金属製のキャップは粗大  
(不燃)ごみへ。中身は使  
い切って、軽く水洗いし  
てください。



ペットボトル、空き缶、空きビンは産業廃棄物です。  
ただし、排出元一箇所につき、70Lの指定袋で3袋  
分まで(指定袋に入らない場合は、排出元一箇所  
につき、5点まで)であり、かつ継続的に発生し  
ない場合であれば、例外的に「資源ごみ」として資源  
リサイクルセンターで捨てるができます。

自己搬入する場合は、資源リサイクルセンターへ

P5

お探しの品目が見つからない場合は…

パソコン・スマートフォンで分別区分が検索できます



神戸市 事業系ごみ分別検索

検索

## 指定袋に入る 粗大(不燃)ごみ



| サイズ  | 販売価格<br>(10枚1組) |
|------|-----------------|
| 30L袋 | 930円(税込)        |
| 45L袋 | 1,380円(税込)      |
| 70L袋 | 2,150円(税込)      |

指定袋に入る大きさの不燃物  
不燃物と可燃物からできているもの  
1辺が概ね50cmを超える可燃物で袋からはみださないもの

### ガラス、陶磁器

コップ、陶器等

口をしっかりと結んで出してください。蛍光灯等水銀使用製品は産業廃棄物として処理してください。



### 金属類

やかん、フライパン等

カセットボンベ・スプレー缶は穴をあけずに、専用の指定袋で出してください。



### 電気製品

法律でリサイクル等が義務付けられているものを除く

家電リサイクル法対象機器・パソコンなどは受入れできません。



神戸市 事業系ごみ 搬入禁止物

検索



ガラスくず、金属くず、陶磁器くずは産業廃棄物です。ただし、排出元一箇所に付き、70Lの指定袋で3袋分までであり、かつ継続的に発生しない場合であれば、例外的に「粗大(不燃)ごみ」として布施畑環境センターで捨てることができます。

自己搬入する場合は、布施畑環境センターへ

p5

## カセットボンベ・スプレー缶



| サイズ  | 販売価格<br>(10枚1組) |
|------|-----------------|
| 30L袋 | 930円(税込)        |
| 45L袋 | 1,380円(税込)      |

### カセットコンロ用ボンベ

整髪料・殺虫剤・塗料などのスプレー缶(エアゾール缶)



- ・中身を全部使いきってください。
- ・穴をあけずに出してください。
- ・他の粗大(不燃)ごみは入れないでください。



自己搬入はできません。

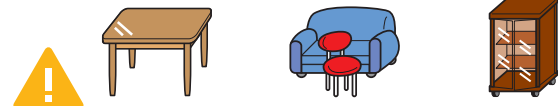
必ず許可業者に収集を委託してください。

## 指定袋に入らない 粗大(不燃)ごみ

指定袋に入らない大きさの可燃物・不燃物

### 大型家具、什器

机、椅子、本棚など



廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず、陶磁器くずは産業廃棄物です。

ただし、排出元一箇所に付き、5点までであり、かつ継続的に発生しない場合であれば、例外的に「粗大(不燃)ごみ」として布施畑環境センターで捨てることができます。

自己搬入する場合は、布施畑環境センターへ

p5

### 大型プラスチック

衣装ケースなど



廃プラスチック類は産業廃棄物です。

ただし、排出元一箇所に付き、5点までであり、かつ継続的に発生しない場合であれば、例外的に「粗大(不燃)ごみ」として布施畑環境センターで捨てることができます。

# 受け入れできません！（禁止物）

以下のものは市の廃棄物処理施設で受け入れできません。  
詳しくは環境局事業系廃棄物対策課又は一般廃棄物収集運搬許可業者までお問い合わせください。

## 産業廃棄物

### 法律で定められた20種類の事業系ごみ

（※は特定業種、施設のみ該当）

- 燃え殻 ●汚泥 ●廃油 ●廃酸 ●廃アルカリ
- 廃プラスチック類 ●紙くず※ ●木くず※ ●繊維くず※
- 動植物性残渣※ ●動物系固形不要物※ ●ゴムくず
- 金属くず ●ガラス・陶磁器くず等 ●鋳さい ●がれき類
- 動物のふん尿※ ●動物の死体※ ●ばいじん※
- 廃棄物のコンクリート固化物等

産業廃棄物の処理は産業廃棄物処理許可業者ににご相談ください。  
具体的な料金は各業者にお問い合わせください。

許可業者の紹介【一社】兵庫県産業資源循環協会  
☎078-381-7464 月一金 9:00～17:00（祝日を除く）

## 特別管理一般廃棄物

### 血液の付着したガーゼや包帯などの感染性廃棄物

【一社】兵庫県産業資源循環協会（☎078-381-7464）又は産業（特別管理産業）廃棄物処理許可業者にご相談ください。

※医療関係機関で発生する非感染性の廃プラスチック類やガラスくず等は産業廃棄物として処理してください。

## 蛍光管等水銀使用製品

蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計などの水銀使用製品は、すべて産業廃棄物として処理してください。

水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物処理許可業者または【一社】兵庫県産業資源循環協会（☎078-381-7464 月一金 9:00～17:00）にお問い合わせください。

## 家電リサイクル法対象家電製品

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機  
販売店にご相談になるか、  
ご自分で下記の指定引取場所に持込んでください。

### 指定引取場所

西濃運輸（株）神戸支店…東灘区向洋町東3-11  
☎078-857-6963（代）  
月一土 9:00～12:00、13:00～17:00  
（祝日・年末年始・8月14日・8月15日は除く）

詳しくは【一財】家電製品協会 家電リサイクル券センター  
（☎0120-319640）のホームページでご確認ください。

業務用電気製品は家電リサイクル法の対象外です。  
産業廃棄物として処理してください。メーカー不明機も同様です。  
業務用エアコン、冷蔵庫等はフロン回収が必要です。  
フロン回収業者は兵庫県のホームページでご確認ください。

## パソコン

### デスクトップパソコン（モニター含む）、ノートパソコン

各メーカーの回収窓口へ回収を依頼してください。  
メーカー不明の場合は、【一社】パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

自作機、メーカー不明機を廃棄処分する場合は、産業廃棄物として処理してください。

事業系ごみの搬入禁止物

検索



## その他 危険物、有毒物、自動車関連品など

| ごみの種類                       | 処理相談窓口                                     | 連絡先                            |
|-----------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------|
| カセットボンベ（中身を使い切っていないもの）      | ボンベ記載の発売元または【一社】日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター | ☎0120-14-9996                  |
| プロパンガスボンベ                   | 【一社】兵庫県LPガス協会                              | ☎078-361-8064                  |
| 消火器                         | 製造、販売元または【一社】兵庫県消防設備保守協会<br>消火器リサイクル推進センター | ☎078-333-8012<br>☎03-5829-6773 |
| 自動車                         | 販売店など自動車リサイクル法引取業者                         |                                |
| オートバイ・原動機付自転車               | 販売店または二輪車リサイクルコールセンター                      | ☎050-3000-0727                 |
| タイヤ                         | タイヤ販売店                                     |                                |
| 農薬などの薬品                     | 販売店または【一社】兵庫県産業資源循環協会                      | ☎078-381-7464                  |
| ピアノ                         | 販売店または神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】                   | ☎078-331-3470                  |
| 小型充電式電池（ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン） | 【一社】JBRC                                   | ☎03-6403-5673                  |

※引取料金が必要な場合、指定場所への持ち込みが必要となる場合、引取業者を紹介する場合があります。

## 受け入れ制限物

布団、絨毯などの処理困難物や一時多量に排出される廃棄物は、一時に受け入れる量に制限があります。  
環境局事業系廃棄物対策課または一般廃棄物収集運搬許可業者  までお問い合わせください。

# 許可業者に収集・運搬を委託できます！

## 事業系ごみの収集・運搬は、下記の許可業者以外には委託できません。

- 収集頻度、排出場所、運搬料金を確認の上、排出する指定袋数等に基づき、書面で契約を締結してください。
- 一般廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬許可のない業者に委託すると、刑罰が科せられることがあります。
- 許可業者の紹介・契約、作業等に関する相談・苦情は、**神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】**にご連絡ください。  
☎078-331-3470 月～金 9:00～16:00(祝日を除く)  
組合では「苦情処理委員会」を設置し、許可業者に関する苦情や相談、他業者の斡旋などを行っています。

### 一般廃棄物収集運搬許可業者 市内全域対応

| 業者名         | 所在地                         | 連絡先           |
|-------------|-----------------------------|---------------|
| (株)神東       | 東灘区魚崎浜町17番地の6               | ☎078-414-0123 |
| (株)河田商会     | 東灘区向洋町東2丁目4番地               | ☎078-858-2488 |
| (株)吉岡清掃     | 東灘区御影塚町1丁目4番3号              | ☎078-811-0055 |
| (株)北神       | 灘区浜田町1丁目1番22号               | ☎078-822-8778 |
| (有)神戸清掃舎    | 灘区味泥町7番32号                  | ☎078-801-1318 |
| (株)川崎環境開発興業 | 中央区脇浜町 3 丁目2番21号            | ☎078-251-9103 |
| 石原アメニテック(株) | 中央区雲井通7丁目1番1号<br>ミント神戸ビル13階 | ☎078-251-8511 |
| (有)内外クリーナー  | 兵庫区中道通6丁目1番6号               | ☎078-577-8988 |
| 藤定運輸(株)     | 兵庫区遠矢浜町5番8号                 | ☎078-681-2525 |
| (株)松本興業社    | 長田区五番町5丁目<br>1 番地27-104号    | ☎078-577-1117 |

| 業者名                  | 所在地                   | 連絡先           |
|----------------------|-----------------------|---------------|
| (株)マスオカ              | 長田区六番町2丁目1番地の27       | ☎078-576-7383 |
| (株)白石組               | 長田区片山町1丁目15番20号       | ☎078-643-1800 |
| (株)イノウエ              | 長田区東尻池町9丁目1番20号       | ☎078-652-0538 |
| (株)キズナックス<br>エコロジー神戸 | 長田区苅藻通6丁目3番2号         | ☎078-682-9131 |
| (有)大清                | 長田区苅藻島町1丁目1番43号       | ☎078-652-0550 |
| 神港衛生(株)              | 長田区苅藻島町2丁目2番11号       | ☎078-681-8228 |
| (有)ナガタ商会             | 須磨区多井畑字池ノ奥口<br>7番地の8  | ☎078-741-0007 |
| (有)美化推進西山商店          | 垂水区つつじが丘1丁目<br>6番地の10 | ☎078-706-0782 |
| (有)舞子運送              | 西区伊川谷町潤和1015番地の1      | ☎078-974-8825 |
| (株)山陽                | 西区平野町堅田338番地          | ☎078-961-0139 |

### 許可業者への委託は有料です

#### 1.指定袋に入れて出すごみ

| 区 分      | 収集運搬手数料 ※1        |
|----------|-------------------|
| すべての排出区分 | 30L 96円(税込)/袋     |
|          | 45L 144円(税込)/袋    |
|          | 70L 224円(税込)/袋    |
|          | 90L ※2 288円(税込)/袋 |

指定袋の購入代金には処分手数料が含まれており、許可業者に改めて支払う必要はありません。

【例】可燃ごみ用45L指定袋に含まれる処分手数料  
45L×0.2(規定比重)=9kg  
9kg×80円(10kgあたり処分手数料)=72円が処分手数料です。

#### 2.指定袋に入れずに出すごみ

##### ●収集運搬料金は重量で計算します

| 区 分      | 収集運搬手数料 ※1    |
|----------|---------------|
| すべての排出区分 | 160円(税込)/10kg |

処分手数料も別途必要です P5

##### ●重量により料金等を定めることができない場合

状況によって重量を量ることができない場合は、ごみの容積に市条例で規定する下記の係数(比重)を乗じ、重量に換算して収集運搬料金や処分手数料を計算します。

発泡スチロール(指定袋に入れないことを認められたもの)は著しく比重が軽い  
ため、許可業者にお問い合わせください。

| 廃棄物の区分 |        | 比重  | 換算重量      |
|--------|--------|-----|-----------|
| 可燃     | 粗大(不燃) | 0.2 | 1㎡当り200kg |
| 重量物 ※3 |        | 0.3 | 1㎡当り300kg |

#### 3.割増料金

収集運搬作業で特別な取扱いを要する場合は、市条例で割増料金が認められています

|     |                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1割増 | 分別区分が異なる指定袋が混在して、収集時の分別に手間を要する場合                                                                                                                                                |
| 3割増 | ●概ね午後5時から午後10時までの間に収集する場合<br>●ごみがバラ出しで排出され、収集時に容器への収納、梱包作業を要する場合<br>●ダストシュートなど建物と一体となった場所からかき出し作業を要する場合<br>●収集車両の駐車可能地点から20m以上の小運搬作業を要する場合<br>●収集車両の駐車可能地点から1階以上の段差の小運搬作業を要する場合 |
| 5割増 | ●概ね午後10時から翌日午前5時までの間に収集する場合<br>●3割増の範囲内において加算することができる作業が複合する場合<br>●少量排出に伴う、不定期収集が行われる場合                                                                                         |

【注意】許可業者の運搬料には、掃除、分別、袋詰めなどの付随作業の料金は含まれません。

- ※1 許可業者が受け取る収集運搬料金の上限は、収集運搬手数料を1.05で割り、さらに1.1倍した額になります。
- ※2 90L袋は「可燃ごみ」のみ販売しています。
- ※3 大根・イモなどの根菜類やカボチャ、果実類、機密書類、主に金属からなる事務用什器類、イベントごみなど

# 自分で運べます！

## 事業系ごみを自分で運搬して、市の廃棄物処理施設に搬入することができます。

※カセットボンベ・スプレー缶は自己搬入できません。必ず許可業者に委託して下さい。

### 1.指定袋に入れて出すごみ

事業系ごみ指定袋に入れて市の廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定袋の購入代金にすでに処分手数料が含まれているため、施設に搬入する際に費用を支払う必要はありません。

### 2.指定袋に入れないごみ

#### 1.指定袋に入れなくてもよい場合（下記条件に該当する場合のみ）

下記のごみは、事前申告により、指定袋に入れずに市の廃棄物処理施設に持ち込むことができます。  
搬入希望日の3営業日前（土・日・祝、12/29～1/3を除く）までに到着するよう申請して下さい。  
申請書様式及び申請方法は右記のホームページをご覧ください。

神戸市収納方法の例外

検索

- 条件
- ① 分別の区分が同一で、単一かつ多量（搬入車両1車分相当）の廃棄物。【例】剪定枝葉
  - ② 機械を利用するため指定袋の利用が困難な場合。【例】道路機械清掃ごみ
  - ③ 機密文書など、指定袋への収納が適当でない場合。◎機密性をお約束するものではありません。  
※リサイクルできる紙ごみは、種類ごと（新聞紙、段ボール、雑がみ）に分別し、現在契約している一般廃棄物収集運搬許可業者、または、神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】（☎078-331-3470）、兵庫県製紙原料直納協同組合【神戸古紙リサイクルの会内】（☎078-265-6860）にご相談ください。（機密文書以外の紙ごみは、リサイクルすることで、ごみの量も減り、排出にかかる費用を削減することができます）

#### 2.指定袋に入らないごみ

指定袋に入らない大きさのごみは、  
布施畑環境センター（☎078-974-2411）へ搬入してください。

※ただし、木質系の粗大ごみについては、  
港島クリーンセンター（☎078-304-0530）にお問い合わせください。

指定袋に入れないごみは、重量をはかり、処分手数料をいただきます。

| ごみの種類    | 処分手数料         |
|----------|---------------|
| 可燃ごみ     | 80円（税込）/10kg  |
| 資源ごみ     | 40円（税込）/10kg  |
| 粗大（不燃）ごみ | 140円（税込）/10kg |

### 3.搬入先

自己搬入の受付日時、申請に必要な書類や搬入可能な廃棄物が決まっています。必ず事前に各施設にお問い合わせください。

| ごみの区分    | 搬入先                    | 所在地                 | 連絡先           | 受付時間（12/29～1/3休業）                                                       |
|----------|------------------------|---------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 可燃ごみ     | 東クリーンセンター              | 東灘区魚崎浜町1-7          | ☎078-452-4100 | 月一金（祝日を除く）<br>10:00～12:00<br>13:00～15:30<br>※苅藻島・落合クリーンセンターは<br>15:00まで |
|          | 苅藻島クリーンセンター            | 長田区苅藻島町3-12-28      | ☎078-652-3398 |                                                                         |
|          | 落合クリーンセンター             | 須磨区中落合3-1-1         | ☎078-792-3824 |                                                                         |
|          | 西クリーンセンター              | 西区伊川谷町井吹74-1        | ☎078-974-2005 |                                                                         |
| 可燃ごみ     | 港島クリーンセンター             | 中央区港島9-12-1         | ☎078-304-0530 | 月一金（祝日を除く）<br>9:00～12:00 13:00～15:00                                    |
| 木質系の粗大ごみ |                        |                     |               |                                                                         |
| 粗大（不燃）ごみ | 布施畑環境センター<br>（搬入管理事務所） | 西区伊川谷町<br>布施畑1172-2 | ☎078-974-2411 | 月一金（祝日を除く）<br>8:30～12:00 13:00～16:00<br>祝日（土・日を除く）8:30～15:00            |
| 資源ごみ     | 資源リサイクルセンター            | 西区見津が丘1-9           | ☎078-995-3323 | 月一金（祝日を除く）<br>8:30～12:00 13:00～16:00                                    |

## 布施畑環境センターに粗大（不燃）ごみを直接持ち込む方へ

- 排出できる量を制限しています。
- 指定袋に入るもの・・・排出元1箇所・1日につき、総量が70Lの袋で3袋分まで
  - 指定袋に入らないもの・・・排出元1箇所・1日につき、総量が5点まで
- 詳しくは、布施畑環境センター（搬入管理事務所）（☎078-974-2411）までお問い合わせください。

# よくあるご質問

## Q1 少量のごみしか出ない職場です。事業系ごみの指定袋に入れ、家庭ごみのクリーンステーションに出せますか？

クリーンステーションに出せるごみは家庭ごみに限られています。許可業者に委託するか、ご自分で市の廃棄物処理施設に搬入して処理してください。なお、事業系ごみをクリーンステーションに出すと、不法投棄として罰せられる場合があります。

## Q2 傘などの長いごみを、「粗大（不燃）ごみ専用指定袋」に入ると端がはみ出します。はみ出してもいいですか？指定袋を2枚使ってもいいですか？

指定袋の口を縛って入れることのできない大きさのごみについては、一般廃棄物収集運搬許可業者又は環境局事業系廃棄物対策課にご相談ください。

## Q3 他人に見られたくないごみを別の小袋に入れ、それを指定袋に入れて出してもよいですか？

「資源ごみ」以外は、小袋に入れたごみを指定袋に入れることは構いません。ただし、黒色の袋に入れると、ごみの種類などが確認できませんので、おやめください。

## Q4 事業系ごみの指定袋を買ったが不良品でした。取り替えてもらえますか？

ご迷惑をおかけし申し訳ありません。不良品は交換させていただきますので、購入店にお申し出ください。

## Q5 事業系ごみ用指定袋が破れやすいのですが、市販の袋と比べて厚さが足りないのではないですか？

市販の同じ容量の一般的なポリ袋と比べて厚めに作っており、標準的なごみの重量に十分耐えられる強度となっています。ただし、鋭利なものを入れると破れやすいので、ガラス片などを入れる場合は紙に包むなどしてください。

## Q6 古新聞、古雑誌や段ボールなどを排出するにはどうしたらよいですか？

古紙は出来るだけリサイクルして下さい。まずは現在契約中の許可業者にご相談ください。なお、契約業者が対応できない場合は、神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】（☎078-331-3470）までお問い合わせください。

## Q7 カセットボンベ・スプレー缶の排出量が少ないので、「粗大（不燃）ごみ専用指定袋」で他の粗大（不燃）ごみとして出してもいいですか？

「粗大（不燃）ごみ」では出せません。排出量が少ない場合でも必ず「カセットボンベ・スプレー缶専用指定袋」をご利用ください。

## Q8 蛍光灯等水銀使用製品を捨てたいが、量が少ないので、「粗大（不燃）ごみ」として出してもいいですか？

「粗大（不燃）ごみ」では出せません。必ず産業廃棄物として処理してください。水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、現在契約中の一般廃棄物収集運搬許可業者、または【一社】兵庫県産業資源循環協会（☎078-381-7464）へご相談ください。

## Q9 プラスチック類と金属が一体となったごみは、「可燃ごみ」ですか、「粗大（不燃）ごみ」ですか？

金属が簡単にはずせないプラスチックごみは破碎して金属を回収するので、「粗大（不燃）ごみ」で出してください。ただし、一般廃棄物として処分する場合のビデオテープ、カセットテープ、ボールペン、シャープペンシル、プラスチック製使い捨てライターなどは「可燃ごみ」で出してください。

## Q10 購入済みの「不燃ごみ専用指定袋」や「粗大ごみ専用指定袋」は、平成25年4月の排出区分の変更後も使えますか？それとも、返品すれば代金を払い戻してもらえますか？

どちらも、「粗大（不燃）ごみ専用指定袋」としてご利用いただけます。

## Q11 指定袋にできるだけ詰め込めば得になるので、詰め込んで、口をガムテープなどでふさいで出してもよいですか？

収集時に口が開いて、ごみが散乱する恐れがあります。指定袋に印刷されている目安の点線以上にごみを入れず、口をしっかりと縛って出してください。

## Q12 事業系ごみの指定袋は、家庭ごみ用指定袋と比べて高すぎるのではないですか？

事業系ごみ指定袋の販売価格には、袋の実費のほか、処分手数料が含まれているため、家庭ごみ用指定袋と比べて高くなっています。しかし、袋の実費だけを比べれば大差ありません。

## Q13 許可業者との契約内容に納得がいきません。どこに相談したらよいですか？

神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】（☎078-331-3470）では「苦情処理委員会」で許可業者に関する苦情、相談の受け付け、別の許可業者の斡旋などを行っています。なお、直接連絡しにくい場合は、環境局事業系廃棄物対策課にご相談ください。

## Q14 「カセットボンベ・スプレー缶」を捨てる時、穴はあけなくていいのですか？

穴をあける必要はありません。必ず中身を使い切って、穴をあけずに「カセットボンベ・スプレー缶専用指定袋」に入れて排出してください。

## Q15 スプレー缶の中身を出し切るには、どのようにすればいいですか？

中身が残っているスプレー缶は、中身排出機構（ガス抜きキャップ）を使って風通しのよい屋外で排出してください。詳しくは、【一社】日本エアゾール協会のホームページをご覧ください。【一社】日本エアゾール協会（URL <https://www.aiaj.ro.jp>）

## Q16 白熱電球やLED製品も蛍光管と同じく産業廃棄物になるのですか？

白熱電球やLED製品など水銀を使用していない照明器具は、大量又は継続的に発生しないのであれば、「粗大（不燃）ごみ」として出してください。

